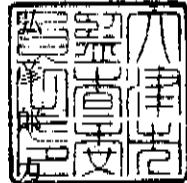


大監委第 90 号
平成 25 年 11 月 19 日

請求人
藤井 哲也 様

大津市監査委員 村 真 由
大津市監査委員 重 森 昭
大津市監査委員 中 野 治
大津市監査委員 船 本



大津市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により平成 25 年 9 月 25 日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求書の提出

平成 25 年 9 月 25 日

2 請求人

大津市真野二丁目 28 番 1-709 号

藤井 哲也

3 請求の要旨（請求書 要旨）

大津市及び大津市企業局（以下「大津市等」という。）は、大津市副市長 笠松拓史氏（以下「笠松氏」という。）及び大津市公営企業管理者 山本博志氏（以下「山本氏」という。）を本市が採用するに当たり、何ら根拠規定がないのに国家公務員宿舎法（以下「宿舎法」という。）及び同法施行令（以下「施行令」という。）の規定を準用して大津市等が宿舎を賃借し、高額な家賃等を支出する一方、当該宿舎を使用する両氏に対しては、著しく低額な宿舎使用料しか求めていない。このことは、大津市等の笠松氏及び山本氏に対する恣意的な便宜供与であって、法令等に基づかない不当な財務会計上の支出行為である。

よって、大津市等は、宿舎の提供によって便宜を得た笠松氏及び山本氏に対し、大津市等が支出した家賃等から両氏がこれまでの間に大津市等に納入した宿舎使用料を控除した額（別紙明細のとおり）の返還を求めるとともに、これ以後の宿舎にかかる家賃等の全額を負担させるよう措置を講ずるべきである。

これについて大津市は、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、「両特別職（笠松副市長及び山本公営企業管理者）については、通勤範囲内に居宅を有していないことから、他都市の例に同じく、本市において民間の住宅を借り上げ、市が宿舎として提案した」、また、「宿舎法の適用は、特別職及び国からの割愛職員に対して準用しており、一般職員への適用をするものではない」と述べる一方、平成 25 年 6 月 17 日の市議会総務常任委員会における答弁で、「過去に助役等には宿舎法の適用をしていたが、一般職員には適用していなかった」旨を述べており、笠松氏を一般職である政策統括監として採用した際に宿舎を提供したことは、先に述べた伊藤氏に対する措置とは異なる、恣意的な判断に基づく不当な行為であることは明らかである。

4 また、宿舎使用料の算定については、同じく平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、「外部から特別職の仕事を行う多くの都市において、あくまでも宿舎法を準用する形で宿舎の使用者の負担額を定めている」と述べ、「本市においても宿舎法を準用して宿舎の負担額を定め運用することは差し支えない」との考え方を示している。

しかしながら、先に述べたように、大津市においては宿舎法及び施行令を準用する根拠規定はなく、この点においても伊藤氏に対する措置とは異なる、恣意的な判断に基づく不当な行為である。

5 加えて、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、宿舎法の準用の範囲について、「原則は宿舎法を適用しており、決して面積と単価だけではなく、全般的に適用している」と述べているが、1 で述べたように、宿舎使用料の口割り計算が適用されていないことや、宿舎の明け渡しに関する規定などを担保する手段が講じられていないなど、厳格公正な事務執行がなされているとは到底考えられない。

6 越前美大津市長は、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、笠松氏及び山本氏に対する宿舎の提供について、「このような措置は、有能な人材を大津市に限らず広く登用するために必要である」と述べるが、そうであるならば、大津市長及び副市長の給与に関する条例や大津市公営企業管理者の給与等に関する条例、または大津市一般職の職員の給与に関する条例等を議会の議決を求めて改正し、宿舎の提供にかかる規定または住居手当の支給にかかる規定を整備しておくべきであり、このような規定を整備しないまま、恣意的に宿舎法を準用して特定の職員に便宜を図ることは許されない。

7 以上のことから、大津市等が根拠規定のないまま笠松氏及び山本氏に対して宿舎を提供して家賃等を負担し、その宿舎にかかる使用料を両氏から徴収する行為は、いずれも不当な財務会計上の支出に当たる。

よって、大津市等は、宿舎の提供によって便宜を得た笠松氏及び山本氏に対し、大津市等が支出した家賃等から両氏がこれまでの間に大津市等に納入した宿舎使用料を控除した額（別紙明細のとおり）の返還を求めるとともに、これ以後の宿舎にかかる家賃等の全額を負担させるよう措置を講ずるべきである。

裁量に委ねられているものと判断する。

本件住宅については、仲介業者を介して、市場において形成されている適正な価格により賃借をしていること、適法な財務手続きを経ていることから、職員宿舎の設置について瑕疵は認められない。

(3) 使用料の額の算定については、上記のとおり算定方法等に関する規程を定めていないことから、国家公務員等に適用されている宿舎法等の規定を準用することにより、使用料の額を算定することで今日に至っていることが認められる。

具体的には、国家公務員宿舎法第15条によれば、「その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、居住の条件その他の事情を考慮して、政令で定める算定方法」により決定するものとされ、同法施行令第13条により、「当該職員の等級による貸与基準に従い、基準面積及び地域区分により定められたm²当たり単価に専用面積を乗じて得た額を使用料としており、本市においては、これらの規定を準用の上、使用料の額を算定していることが認められる。

(2) 職員宿舎の貸与についての判断

① 副市長について

ア 副市長は、総務省における総合的な自治行政に加え、石川県や滋賀県において地方行政にも携わり、その幅広い行政経験と識見等から政策統括監として、割愛採用により本市職員の身分を取得され、その後、副市長に就任されたものであり、それまでの生活の本拠が東京都内にあったことから、政策統括監への就任に当たり、民間住宅の借上げによる職員宿舎を有償貸与されたものである。

なお、職員宿舎の貸与に関しては、前述のとおりその必要性に加えて、総務省との割愛協議においても、住宅の確保を求められたことから、その要請を妥当なものとして受け入れたものと認めることができる。

イ 民間住宅借上げに係る公金の支出について

本市は、当該民間住宅の借上げに際し、先に認定したとおり、月額賃料120,000円、敷金120,000円、礼金180,000円、仲介手数料126,000円及び保険料（火災保険料）20,000円を支出している。

これは、借主である本市と貸主との間で締結された住宅賃貸借契約書（平成24年3月5日締結）の約定に従ったものであり、その支出に際しては、財務会計上の諸手続きを経ている。

当該住宅の規格の決定については、宿舎法等に照らせば、副市長が総務省在籍当時における職務の等級を基本として、扶養義務のある同居者を斟酌の上、貸与基準（70m²以上80m²未満）が適用されるところであったが、副市長には、職務の等級による基準（55m²以上70m²未満）の適用により職員宿舎が貸与された。なお、その後、副市長に就任されたことにより、基準面積が変更（70m²以上80m²未満）となるが、職員宿舎の変更はされていない。

ウ 使用料の額の算定について

副市長が負担する使用料の額の算定については、条例等に規定がないことから、国家公務員宿舎法第15条第1項及び第2項並びに同法施行令第13条第1項の規定を準用して、月額使用料は28,380円（平成24年3月分は口割計算により24,718円）と算定されたものである。

エ 判 断

以上のことから、本市が職員宿舎として貸与するために民間住宅を借り上げることは、その必要性等を勘案すると、市長の裁量権を逸脱するものでなく、正当な職務権限の行使であると解することは既に述べたとおりであり、住宅賃貸借契約の約定に従い、職員宿舎として民間住宅を借り上げたこと、これを貸与していることに問題があるとは言えない。

また、当該住宅の借上げに際し、敷金、礼金等の諸費用を支出し、月額賃料の決定に当たっても、住宅賃貸借等不動産取引において形成されている適正価格によったものと推認されること、また、支出手続きにおいても、財務会計上、適法な手続によるものと判断した。

次に、副市長が負担する使用料の額の決定に関して、恣意的な算定を排除し、客觀性を担保するため、宿舎法等の規定を準用することによって、適正な使用料の額を算定したことは、合理的、妥当な判断であったと思料することができる。

これらの結果、請求人の「本市が借上げに要した費用2,590,516円のうち、副市長が負担した507,178円を除く2,083,338円は、副市長が不当に得た利益と看做すことができる。」という主張は、認めることはできない。

② 管理者について

ア 管理者は、民間企業あるいは住宅供給公社元理事長という官民における豊富な経験から、本市が経営する水道・下水道・ガス事業について、民間の視点による経営の効率化を進めるべく公営企業管理者として登用されたものであり、それまでの生活の本拠が東京都内にあったことから、公営企業管理者への就任に当たり、民間住宅の借上げにより職員宿舎を有償貸与されたものである。

イ 民間住宅借上げに係る公金の支出について

本市企業局は、当該民間住宅の借上げに際し、先に認定したとおり、月額賃料123,500円（駐車場使用料月額3,500円を含む。）、敷金200,000円、礼金360,000円、仲介手数料129,675円、保険料（火災保険料）20,000円及び消毒手数料21,000円を支出している。

これは、借主である本市企業局（代表者公営企業管理者）と貸主との間で交わされた建物賃貸借契約書（平成25年1月6日締結）の約定に基づくものであり、その支出に際しては、財務会計上の諸手続きを経ている。

当該住宅の規格については、大津市職員等の旅費に関する条例において、公営企業管理者を国家公務員等の旅費に関する法律による7級以上の職務にある者と格付けていることから、宿舎法等に定める貸与基準（70m²以上80m²未満）に適合するものである。

イ 使用料の額の算定について

管理者から徴収している使用料の額の算定については、国家公務員宿舎法及び同法施行令の規定を準用して、月額使用料 39,225 円と決定し、駐車場使用料の実額 3,500 円を加えた 42,725 円（平成 25 年 1 月分は日割計算により 35,833 円）と算定されており、算定に当たっても、恣意的な意図の介入する余地はなく、正当な使用料と認定することができる。

エ 消毒手数料について

本市企業局が建物賃貸借契約の約定に従い負担している経費のうち、消毒手数料は、転貸者が実施すべき住環境の整備の一環と解することもできるが、明確には国家公務員宿舎法第 15 条に定める使用料の算定要素とされていないことに加えて、居住の快適性等に寄与するものであることから、当該経費は、使用者が負担すべき経費と考えることが妥当である。

オ 判 断

以上のことから、本市企業局において民間住宅の借上げによって職員宿舎を設置し、管理者の就任に伴い当該住宅を職員宿舎として貸与したことに何ら問題はなく、また、同住宅の借上げに際し、敷金、礼金等の諸費用の支出し、あるいは月額賃料の支出に当たっても、財務会計上、適法な手続きを経たものと認められる。

次に、管理者が負担する使用料の額の決定に際し、宿舎法等の規定を準用することについては、客観的な使用料の額を算出するものであって、また、その算定も適正に行われていることから、恣意的な便宜供与であるとは言えない。

しかし、消毒手数料については、前述のとおり、管理者が負担すべき経費であると考えられる。

これらの結果、請求人の「本市企業局が借上げに要した費用 1,698,755 円のうち、管理者が負担した 334,908 円を除く 1,363,847 円は、管理者が不当に得た利益と看做すことができる。」という主張のうち、消毒手数料 21,000 円に係る部分を除き認めることはできない。

第 3 結 論

以上の結果、本件監査請求については、次のとおり判断する。

- 1 副市長に対する利益の返還請求及び住宅賃貸借契約に定める賃料等の今後における支出の差し止め請求については、棄却する。
- 2 管理者に対する請求のうち、消毒手数料相当分を除く経費の返還請求及び建物賃貸借契約に定める賃料等の今後における支出の差し止め請求については、棄却する。
- 3 管理者に対する請求のうち、消毒手数料相当額 21,000 円については、返還すべきものと判断し、公営企業管理者は、必要な措置を平成 25 年 12 月 18 日までに講じるよう勧告する。

第 4 意 見

地方公共団体では、国や他の地方公共団体又は民間企業等から、都市経営に識見を有する人材を広く確保することにより、独自性のある自治体経営をより積極的に推進し、市民の負託に応えるこ

とが求められている。本市においても、昭和 60 年に建設省（当時）から助役を招聘して以来、一般職の職員を含めて継続的に割愛を受けており、市政の運営に参画され、その重責を全うされてきた。また、平成 24 年 12 月には、新たに公営企業管理者として民間人を登用された。

そのため、有為な人材を特別職等の職員として招聘するに当たり、居住環境の整備、充実は必要と考えられ、その一環として、職員宿舎を提供することは、妥当な措置であると言える。このことに関して、多くの都市においても同様の事情の下で、特別職等の職員に居住する住宅が提供されていることをみると、本市の特有の対応とは言えず、是認されるところである。

このような状況の下で、本市及び本市企業局は、国又は民間からの職員の受け入れは「数年に一度くらいの頻度であり」、「今後も頻繁に生じるものではない」として、規程の制定は必要ではないと説明しているが、長期にわたって賃貸借関係が存続するものであることから、職員宿舎に関する事務を客観的、適正に執行するため、職員宿舎の設置及び入居資格、使用料等貸与に関して必要な事項を定めた規程の制定について、検討される時期にあると考えるものであり、このことが、職員の待遇の客観性とともに、市政の透明性と財務運営の明確性を発揮し、市政に対する信頼を確保することにもつながるものと思料するところである。